

令和6年度

# 帯広市あんしん住宅改修補助金

空家を含めた住宅の身体障害者・要介護者等の身体状況に合わせた改修により住宅性能の向上を促進し、快適な住環境の充実に努めます。

## 1 助成の内容

10万円（消費税除く）以上の改修工事に対して、  
上限30万円（補助率80%）を補助します。

## 2 募集件数、募集期間

募集件数 20件

募集期間 事業開始可能日 ～ 予算枠に達するまで

※ 先着順に申請を受け付けます。

## 3 申し込み方法

お申し込みは、申請書に必要書類を添付して建築開発課にご提出ください。

※郵送での提出を可とします。送付前に添付書類をよく確認してください。

受付窓口：市役所6階 建築開発課（〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地）

受付時間：8：45～17：30（土・日・祝日の受付は行いません。）

電話：0155-65-4179

## 4 対象者・対象住宅

- ① 本市の住民票に記載されている方
- ② 改修する住宅に居住している、または、改修後に居住する方
- ③ 市税等を滞納していない方（納税状況により対象となる場合があります。）
- ④ 所得<sup>\*1</sup>の世帯総額が550万円以下（確認できる最新のもの）
- ⑤ 暴力団員でない方
- ⑥ 次のいずれかひとつに該当する方
  - ・身体障害者福祉法に基づく1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている方
  - ・介護保険法に基づく要介護者又は要支援者の認定を受けている方
- ⑦ 過去10年以内に帯広市ユニバーサルデザイン住宅補助金または本制度に基づく補助金を受けていない方
- ⑧ 昭和56年5月31日以前に建築された住宅（旧耐震基準の住宅）については、市で行う「無料耐震簡易診断」を受けなければなりません。

※1 所得とは、会社員などの場合は、給与収入から給与所得控除を差し引いた金額となります。

- ・併用住宅（住宅と店舗など）は住宅部分のみ対象です。
- ・住宅の所有者と対象者が異なる場合は、住宅改修の承諾書が必要です。
- ・住宅を購入した場合は、所有権移転後（引き渡し後）に申請可能となります。

## 5 施工業者

建設業等を営む方で市内に事務所、営業所等を有する法人、または、市内に住所を有する個人。

※当該改修の全てを他に委託することはできません。

## 6 対象改修

### 1 ユニバーサルデザイン化（UD化）のための工事

- ・ 段差解消工事（UD化）
- ・ 床材を滑りにくい素材に変更する工事（UD化）
- ・ 畳をフローリングに変更する工事（UD化）
- ・ 手摺設置工事（UD化）
- ・ 建具取替工事（UD化）
- ・ 浴室改修工事（UD化）
- ・ キッチン改修工事（UD化）
- ・ 洗面台改修工事（UD化）
- ・ トイレ改修工事（UD化）
- ・ 埋設型融雪施設の設置（UD化）
- ・ インターホン設置工事（カメラ機能付）
- ・ その他（UD化のための工事と判断したもの）

※上記のうち、在宅身体障害者又は要介護者の居住の利便性を高めるよう改修する工事

## 7 対象とならない費用 ※見積書において明確に示すこと

### 設計費

部分的な修繕工事費（UD化の改修を伴わない内装改修（壁紙やフローリングの張替え、建具の修理等）等）

### 敷地整備費

### 耐震改修工事費

### 外構工事費

### アンテナ設置工事費

### 雨樋、雪止め設置工事費

### 給湯器設置工事費

家電製品、家具等の購入費（エアコン等も含む）

### 畳や障子等の設置工事費

### ガスコンロ・IHクッキングヒーターの購入費及び設置工事費

### ストーブの購入費及び設置工事費

### 太陽光発電システム設置工事費

### 合併処理浄化槽設置工事費

### 他の補助金等を利用して行う改修工事費用

（住まいの改修助成金（省エネ分を除く）、木造住宅耐震改修補助金、介護保険住宅改修、空家購入等補助金、子育てエコホーム支援事業、先進的窓リノベ事業など）

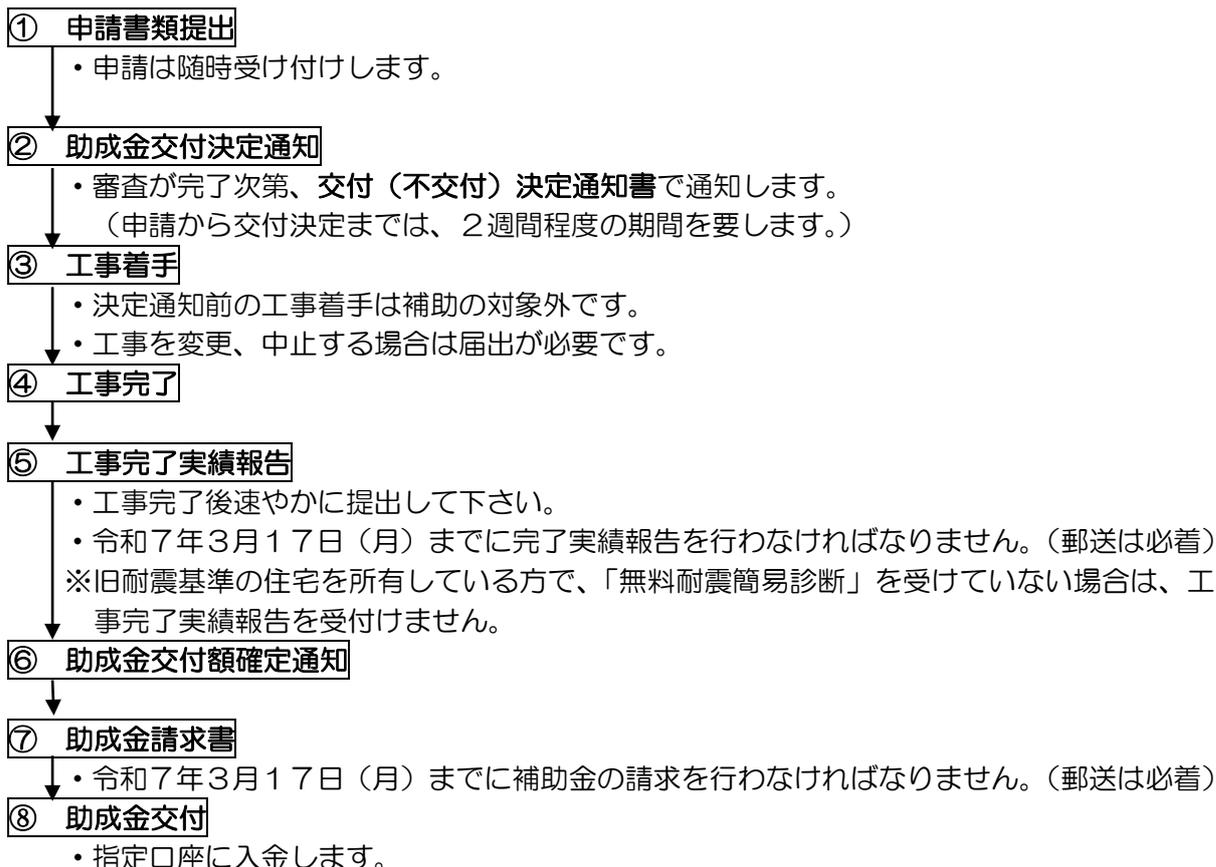
※他の補助制度を利用して行う改修工事と工事箇所を明確に区別することができる工事は対象工事となります。

**増築の工事費**（必要性が説明できるものを除く。（段差解消のための昇降機設置に伴う風除室の増築など））

**新設の工事費**（必要性が説明できるものを除く。（生活の拠点を2階から1階に移した場合に、1階に無かったトイレを新設するなど））

### 消費税

## 8 申請から助成金受取りまで



## 9 申請に必要な書類

- ① 帯広市あんしん住宅改修補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 住民票\*（空き家を購入する場合、実績報告時に確認）
- ③ 住宅の所有者がわかる書類\*（登記事項証明書等）
- ④ 所得証明書\*（世帯全員分）
- ⑤ 市税等の滞納が無いことを証する書類\*
- ⑥ 見積書（対象改修工事が明確なもの、コピーの提出可）
- ⑦ 写真（施工前の状況を撮影したもの、日付入（手書き可））
- ⑧ 住宅改造承諾書（申請者が住宅所有者以外の場合のみ提出）
- ⑨ 誓約書（様式第2号、暴力団排除に係る誓約）
- ⑩ 身体障害者手帳又は介護保険被保険者証
- ⑪ 医師意見書（身体障害者）又は主治医意見書（要介護認定者）の写し  
（医師意見書は障害福祉課、主治医意見書は介護高齢福祉課（いずれも市役所1階）で交付手続きを行います。）

※②～⑤は、①申請書で個人情報取得について同意した帯広市在住の方は添付不要。ただし、住宅を所有して一年未満の場合は、③の書類添付、前年の1月1日以後転入された場合は、④、⑤の書類添付が必要。

## 10 工事完了実績に必要な書類

- ① 帯広市あんしん住宅改修補助金交付工事完了実績報告書（様式第7号）  
（補助金交付決定通知書と一緒に郵送。）
- ② 写真（施工後の状況を撮影したもの、日付入（手書き可））
- ③ 領収書又は請求書の写し
- ④ アンケート

## 11 改修工事を変更する場合に必要な書類

工事内容、10%以上の工事金額または施工業者を変更する場合には、変更承認申請が必要です。

- ① 帯広市あんしん住宅改修補助金変更承認申請書（様式第4号）
- ② 見積書（コピーの提出可）
- ③ 写真（改修箇所を変更する場合）

変更の承認（不承認）通知書により決定結果を通知します。

## 12 改修工事を中止する場合

帯広市あんしん住宅改修補助金交付中止届（様式第5号）の提出が必要です。